

○新見公立大学教育研究活動等の点検及び評価に関する実施要領

令和3年4月1日

要領第8号

(目的)

- 1 この要領は、公立大学法人新見公立大学常任委員会規程（平成22年規程第8号）第2条別表に定める、評価・将来構想委員会の所管事項「自己点検・評価」の実施方法等について定める。

(評価の基本的な視点)

- 2 評価に当たっては、新見公立大学自己点検・評価規程（令和5年規程第142号）第3条に規定する基本方針に留意しつつ、下記の視点に立ち、新見公立大学（以下「本学」という。）の理念及び目的に基づき定めている大学運営、学位授与、教育課程の編成・実施、入学者の受入れ等の方針に沿っているかを確認する。

- ア 本学の教育研究の質を保証すること。
- イ 本学の教育研究の水準の向上に資すること。
- ウ 本学の教育研究の特色の進展に資すること。
- エ 本学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みの実質化を促すこと。

(評価事項・評価基準)

- 3 評価事項及び評価基準は次のとおりとする。
 - (1) 法令の適合性に関する事項（文部科学省令（令和元年文部科学省令第28号）に定める認証評価機関が評価すべきとしている事項）
 - ア 法令適合性を保証する観点で次の事項について評価する。
 - ① 教育研究上の基本となる組織に関すること。
 - ② 教員組織に関すること。
 - ③ 教育課程に関すること。
 - ④ 施設及び設備に関すること。
 - ⑤ 事務組織に関すること。
 - ⑥ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
 - ⑦ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - ⑧ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
 - ⑨ 財務に関すること。

⑩ ①から⑨までに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

(評価基準1)

上記の各事項の評価基準は別紙1のとおりとする。

(2) 教育研究の水準の向上に関する事項

本学が実施する教育研究のうち、特に教育研究の水準の向上に資すると考えられる事例を抽出し評価する。

(評価基準2)

情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能しているかを資料、データで確認する。

(3) 特色ある教育研究の進展に関する事項

本学が実施する教育研究のうち、特色ある教育研究の進展に資すると考えられる事例を抽出し評価する。

(評価基準3)

特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを大学が組織的に行っており、その取組みが効果的に機能しているか資料、データで確認する。

(評価の種類)

4 本学が行う評価の種類は次のとおりとする。

(1) 教育研究等の進捗評価

教育研究活動等の改善を継続的に行っているかを毎年評価する。

(2) 教育研究等の自己点検・評価

認証評価有効期間中に教育研究活動等の現状（実施状況）を評価する。

(教育研究等の進捗評価)

5 教育研究等の進捗評価は、次のとおり実施する。

(1) 評価事項

ア 第3項第1号に記載する事項(関係する法令等に対応する関連資料の評価は除く。)

イ 教育研究の水準の向上に関する事項

ウ 特色ある教育研究の進展に関する事項

(2) 実施時期

毎年6月頃に実施

(3) 評価の方法

中期目標・中期計画に基づく年度計画の業務実績報告等を用いて自己点検シート（別紙2）を作成し、改善を継続的に行っているかを評価する。

(4) アンケート調査・意見聴取

学生等に行ったアンケート調査等を活用する。

(5) 評価結果

評価結果は、学長へ提出し、評価・将来構想委員会の審議を経て評価を確定する。

確定した評価結果は、当該業務の担当者へ通知し、必要があれば改善を促す。また、改善を要する事項は次年度の年度計画へ反映させる。

(6) 公表

確定した評価結果は、「教育研究等の進捗評価の結果」としてホームページ等に掲載する。

(教育研究等の自己点検・評価)

6 教育研究等の自己点検・評価は、認証評価を受審する前々年度に次のとおり実施する。

(1) 評価事項

ア 第3項第1号に記載する事項

(関係する法令等に対応する関連資料の評価を含む。)

イ 教育研究の水準の向上に関する事項

ウ 特色ある教育研究の進展に関する事項

(2) 自己点検・評価書

第5項の教育研究等の進捗評価の結果、本学の中期目標・中期計画についての評価結果等を参考に、教育研究等の自己点検・評価を実施し、自己点検・評価書を作成する。

(3) 第三者評価

教育研究等の自己点検・評価について客観性を担保するため、必要に応じ、第三者評価を実施する。

(4) 評価等の実施時期

ア 4月～5月 関係する法令等に対応する関連資料の評価

イ 4月～10月 自己点検・評価

ウ 10月～12月 自己点検・評価書を作成

注：第三者評価を実施する場合は当該年度の1月～2月に実施する。

(5) 評価結果

評価結果（自己点検・評価書）は学長へ提出し、評価・将来構想委員会の審議を経て

評価を確定する。

確定した評価結果は、当該業務の担当者へ通知し、必要があれば改善を促す。また、改善を要する事項は次年度の年度計画へ反映させる。

(6) 公表

自己点検・評価書及び評価結果に基づく改善の取組状況をホームページ等に掲載する。

(認証評価)

- 7 認証評価に当たっては、前2項の評価結果等を参考に、認証評価機関が定める点検評価ポートフォリオ等を作成し提出する。

(事務)

8 事務

教育研究活動等の点検及び評価に関する事務は、総務課が所掌する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月1日要領第8号)

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月1日要領第8号)

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日要領第8号)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(評価基準 1) 法令の適合性に関する事項の評価基準

① 教育研究上の基本となる組織に関すること (大学・大学院)

学士課程、大学院課程における大学の教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻を、教育研究の目的に則して適切な形で組織しているか。

② 教員組織に関すること (大学・大学院)

学士課程、大学院課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模・授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また、学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備しているか。

③ 教育課程に関すること (大学・大学院)

学士課程、大学院課程において、入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー)、教育課程の編成・実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー) 及び卒業、修了の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー) に則し、それぞれ、公正かつ妥当な方法で適切な体制を整えて入学者選抜を実施しているか。また、教育課程を適切に編成し実施しているか。さらに、卒業、修了の要件を適切に策定しているか。

また、成績評価基準及び卒業認定基準、修了認定基準を学生に周知し、それらの基準に従って適切に成績評価や単位認定、卒業認定、修了認定を実施しているか。

④ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻の規模・種類に応じ、適切な校地・校舎の規模及び施設・設備を備えているか。また、図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させているか。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備しているか。

⑤ 事務組織に関すること

大学の事務を遂行するための事務組織を適切に設けているか。また、学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けているか。

⑥ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー) 並びに入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー) を、大学、学部又は学科 (大学院にあっては、研究科又は専攻) ごとに、その教育上の目的を踏まえて定めているか。

また、教育課程の編成及び実施に関する方針を定めるに当たっては、卒業の認定に関する方針との一貫性の確保をはかっているか。

⑦ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動等の状況を適切に公

表しているか。

⑧ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う適当な体制を整えた上で、大学の教育研究水準の向上に資するため、その教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しているか。その際、学生の学習成果を適切に把握する取組みを行っているか。

また、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職が行われるよう努めているか。さらには、教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けているか。

⑨ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。

⑩ ①から⑨までに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

①から⑨までの事項で評価するものほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項について適切に対応を行っているか。特に、ICT 環境の整備並びに学生支援に関することについて適切に対応を行っているか。

また、①から⑨までに列挙した以外の関係法令等に適切に対応を行っているか。

さらに、設置計画等履行状況等調査において過去5年間に意見等が付されている場合には、意見に対して講じた措置について適切に対応を行っているか。

注：「⑧ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」は重点評価項目

自己点検シート

中期目標	中期計画	計画番号	年度計画	実績評語	業務実績	次年度の年度計画	自己点検・評価の視点 内部質保証に係る事項

別紙 1

別紙 2